

# 一般社団法人ナショナルパークスジャパン定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ナショナルパークスジャパンと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道川上郡弟子屈町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であるところの国立公園をはじめとする自然公園及び旧皇室苑地としての歴史的雰囲気、美観、静穏を保持しながら庭園として維持管理がなされてきた国民公園について、観光コンテンツとして本来有する魅力を最大限引き出して発信することによりこうした公園への国内外からの利用客の誘致を推進するとともに、国と地方の財政が逼迫する中において、民間収益主体での公園維持管理の考え方の下、公園の利用拡大による追加的な収益を公園が有する魅力的な自然環境・景観の維持に充てる地域循環型の持続可能なツーリズムモデルを実現し、もって日本の観光立国及び循環共生型社会（「環境・生命文明社会」）としての国際社会における主導的な役割の確立を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 国立公園メンバーシップ制度の管理・運営
2. ナショナルパークカフェの企画・運営
3. ナショナルパークグッズの企画・運営
4. パークマネジメントに関する業務
5. 建築設計、監理及び施工
6. 建築に関するマーケティング・コンサルティング業務
7. 建築に関する催事の企画・運営事業
8. 旅行業法に基づく旅行業並びにカフェ、レストラン等の飲食店及びホテル、旅館等の宿泊施設の経営
9. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
10. 旅行業法に基づく旅行業
11. 旅行業法に基づく旅行者代理業
12. 体験型観光プログラムの開発・運営及び販売
13. 観光情報及び体験型観光プログラム情報の発信

14. 観光及び体験型観光プログラ開発に関わるセミナーの企画及び運営
15. 地域の魅力開発に関わるコンサルティング
16. 土産品の企画、開発、販売
17. EC（電子商取引）サイトの企画、制作、構築、運営、代行並びにそれらに関するコンサルティング業務
18. IT、ソフトウェア、金融、財政、政治、法律、社会、産業、企業、市場、貿易等に関する研究、市場調査、マーケティングリサーチ業及びそれらの情報提供、コンサルティング
19. 渉外、広報及びマーケティング活動に関する支援
20. インターネットに関する総合コンサルティング業務
21. 広告代理店業務並びに広告宣伝に関する企画、運営及びコンサルティング業務
22. 外国文書の翻訳、出版業務
23. 外国語の翻訳並びに通訳業
24. 各種出版物の企画制作並びに販売
25. ウェブサイトの企画、設計、開発、運営及び販売
26. イベント、セミナー、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣
27. イラストレーション、商業デザイン、グラフィックデザイン、コンピュータグラフィック、パッケージデザイン及びクラフトデザインの企画、立案、制作
28. キャラクターデザインの企画、立案、制作
29. 各種店舗、建築物及び室内空間のデザイン企画、制作並びにコンサルタント業務
30. アクセサリー、宝石、貴金属、服飾雑貨、衣料品、日用品雑貨、インテリア雑貨及び家具等の企画、デザイン、開発、製造、販売、輸出入及びコンサルティング
31. デザイン業及びそのコンサルティング
32. キャラクター及びブランドの管理、ライセンスビジネス
33. 著作権のライツマネジメント
34. 書籍・DVDの発行、コンテンツの販売
35. 前各号に付帯する一切の事業

（公告の方法）

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

（入社）

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 2年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年3月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 2名以上10名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。